

長良川河口堰調査検討会 設置要綱

（設 置）

第1条 長良川河口堰は、管理に移行したが、県は長良川の防災対策及び自然環境の保全対策等について、湛水した状況で、これらの機能が十分果たされているかなどを検討する必要があることから現地を確認し、その結果、なお検討を要する事項については意見聴取を行い、長良川の安全性を高め、自然環境の保全を図るため、長良川河口堰調査検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（検討会）

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討を行う。

- （1） 治水に関する事
- （2） 農地の保全に関する事
- （3） 水質、魚類、鳥類等の環境保全に関する事
- （4） ゲートの操作方法に関する事
- （5） その他検討を要すると認められる事項

（検討会の組織等）

第3条 検討会は、次に掲げるもので構成する。

- （1） 学識経験者
 - （2） 各種団体の代表者
 - （3） 県・市町村関係者
- 2 検討会に、議長を置く。
- 3 検討会に、顧問を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(現地確認)

第5条 県は、第1条の目的を達成するため、長良川河口堰県民調査団を編成し、現地確認を実施する。

(検討会の運営等)

第6条 検討会は、必要に応じて県が招集する。

2 県は必要に応じ、検討会に国土交通省、水資源機構の出席を求めることができる。

3 検討会は、報道機関に公開することができる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は岐阜県県土整備部河川課に置く。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。